

様式第8号 (別紙2)

労働保険番号					氏名		災害発生年月日
府県	所轄	管轄	基幹番号	枝番号	労災 太郎		4年6月15日
13	101	123456	000				

① 療養のため労働できなかつた期間  
 令和4年6月15日から令和4年6月30日まで16日間

② ①のうち賃金を受けなかつた日の日数 16日

③ ②の日数の内訳

全部休業日	0日
部分算定日	16日

④ 部分算定日の年月日及び当該労働者に対し支払われる賃金の額	年 月 日	賃金の額	備 考
		令和4年6月15日	1,000円
	令和4年6月16日	1,000円	住居手当
	令和4年6月17日	1,000円	住居手当
	令和4年6月18日	1,000円	住居手当
	令和4年6月19日	1,000円	住居手当
	令和4年6月20日	1,000円	住居手当
	令和4年6月21日	1,000円	住居手当
	令和4年6月22日	1,000円	住居手当
	令和4年6月23日	1,000円	住居手当
	令和4年6月24日	1,000円	住居手当
	令和4年6月25日	1,000円	住居手当
	令和4年6月26日	1,000円	住居手当
	令和4年6月27日	1,000円	住居手当
	令和4年6月28日	1,000円	住居手当
	令和4年6月29日	1,000円	住居手当
	令和4年6月30日	1,000円	午前中に3時間勤務 (住居手当1,000円含む)

[注意]

- 「全部休業日」とは、②欄の「賃金を受けなかつた日」のうち、部分算定日に該当しないものをいうものであること。
- 「部分算定日」とは、②欄の「賃金を受けなかつた日」のうち、業務上等の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日（以下「一部休業日」という。）若しくは賃金が支払われた休暇をいうものであること。  
 なお、月、週その他一定の期間（以下「特定期間」という。）によって支給される賃金が全部休業日又は一部休業日についても支給されている場合、当該全部休業日又は一部休業日は、別途、賃金が支払われた休暇として部分算定日に該当するため、当該賃金を特定期間の日数（月によって支給している場合については、三十）で除して得た額に、当該部分算定日の日数を乗じて得た額を④の「賃金の額」欄に記載すること。
- 該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。